

どっこの暴力団は生きている

平成27年4月1日

暴 追 か わ ら 版

No. 183

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

建設業等・宅地建物取引業からの 暴力団排除に関する合意書締結

平成27年3月30日、青森県県土整備部長と青森県警察本部刑事部長による「建設業等・宅地建物取引業からの合意書締結式」が行われました。

建設業からの暴力団排除は『昭和62年12月9日』、宅地建物取引業からの暴力団排除は『昭和63年3月23日』に最初の合意をしております。

これは、昭和60年1月「山口組」と「一和会」による対立『山一抗争』の勃発により、国民の暴力団排除意識が急激に高揚したことにより、警察が取締りと連動した暴排活動を徹底することとなったからです。

※ 合意書再締結の経緯

これまでは、法に規定されたいわゆる不誠実条項の解釈により暴力団排除を行っていたが、これに該当する事由が許可及び免許後に判明した場合であっても、許可を取り消すことができなかった。

今回、建設業法及び宅地建物取引業法の改正（平成27年4月1日施行）により、建設業許可及び宅地建物取引業免許に係る欠格要件に暴力団排除条項が規定されるとともに、暴力団排除条項該当事由が許可及び免許後に判明したときは、これを取り消さなければならないこととなった。

※ 新たに規定された暴力団排除条項の内容

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（暴力団員等の実質支配）
- ・ 建設業の許可を受けた者が欠格要件に該当する場合、許可の取り消し

- 宅建業の免許を受けた者が欠格要件に該当する場合、免許の取り消し

※ **合意の内容**

上記法律の改正を受けて、より一層、県と警察が連携を強化し、建設業等及び宅地建物取引業からの暴力団排除対策を徹底するために、排除対象者の定義、暴力団該当性の照会・回答手続き、欠格要件に該当した場合の通知、相互の連携について確認し合意した。

(建設業等とは、建設業法に基づく暴力団排除のほかに、暴力団該当性があれば、入札参加資格からの排除を規定しているためです。)



どっこの暴力団は生きている

平成27年5月7日

暴 追 か わ ら 版

No. 184

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等の数は、全国では平成16年以降減少傾向にあるところ、平成26年末現在約53,500人で、前年に比べ5,100人減少し、5年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。

うち、暴力団構成員の数は22,300人で、前年に比べ3,300人減少し、9年連続で暴力団対策法施行後最小を更新した。準構成員等の数は31,200人で前年に比べ1,800人減少した。

青森県も全国同様年々減少傾向にあるが、構成員数は約330人で、前年に比べ30人減少している。暴力団構成員の数は130人で、前年に比べ20人減少しており、準構成員の数は200人で、前年に比べ10人減少した。

また、ほぼ主要3団体（山口組、稲川会及び住吉会）で占められており、主要3団体による寡占状態が続いている。

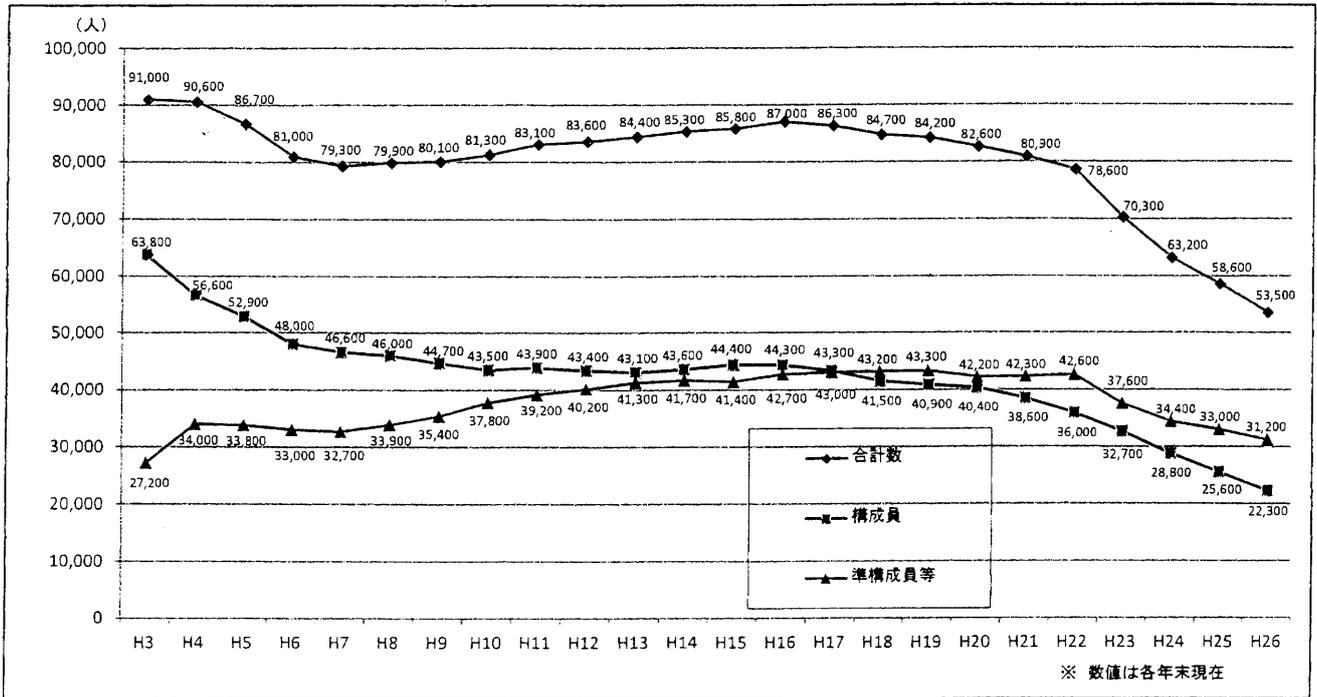
構成員と準構成員を合わせた勢力は

山口組	約160人	（全体の約5割）
稲川会	約120人	（全体の約4割）
住吉会	約50人	（全体の約1割）

となっている。

全国的にも、主要3団体の暴力団構成員等の数は38,500人で全暴力団構成員等の72.0%を占めている。中でも山口組は、全暴力団構成員等の数の43.7%（うち構成員については全暴力団構成員の46.2%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である。

暴力団構成員等の推移



主要3団体の暴力団構成員等の比較

		21年末	22年末	23年末	24年末	25年末	26年末	前年比増減	26年末の全暴力団構成員等に占める割合	
主要3団体	六代目山口組	構成員	19,000	17,300	15,200	13,100	11,600	10,300	-1,300	43.7% (構成員46.2%)
		準構成員等	17,400	17,600	15,800	14,600	14,100	13,100	-1,000	
		計	36,400	34,900	31,000	27,700	25,700	23,400	-2,300	
	住吉会	構成員	6,100	5,900	5,600	5,000	4,200	3,400	-800	15.9% (構成員15.2%)
		準構成員等	6,700	6,700	6,100	5,500	5,300	5,100	-200	
		計	12,800	12,600	11,700	10,600	9,500	8,500	-1,000	
	稲川会	構成員	4,700	4,500	4,000	3,700	3,300	2,900	-400	12.4% (構成員13.0%)
		準構成員等	4,700	4,600	4,100	3,800	3,800	3,700	-100	
		計	9,400	9,100	8,100	7,600	7,000	6,600	-400	
3団体合計		構成員	29,800	27,700	24,800	21,800	19,100	16,600	-2,500	72.0% (構成員74.4%)
		準構成員等	28,800	28,900	26,100	24,000	23,100	22,000	-1,100	
		計	58,600	56,600	50,900	45,800	42,300	38,500	-3,800	